森林地域における太陽光発電事業の適切な環境配慮に向けた取組について

1. 趣旨及び背景について

- ・森林の大規模伐採を伴う太陽光発電事業に対する周辺環境等への影響を懸念する声が上がっている。
- ・杜の都の良好な環境を保全し将来へと継承するため、森林地域における太陽光発電事業に 対する本市のスタンスを明確に示すとともに、適切な環境配慮を促すための具体的な仕組 みづくりが必要である。

2. 環境アセスメントのこれまでの取組

本市では、森林地域における太陽光発電事業について、令和3年4月から仙台市環境影響評価条例の対象規模要件の見直しを行うとともに「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」(以下、「指導方針」)を施行し、具体的な環境配慮事項を定めている。

3. 「計画段階環境配慮書」手続きの概要

- ・森林地域を事業計画地とした太陽光発電の事業者に対し、環境影響評価条例の手続きの前段で、「計画段階環境配慮書」(以下、「環境配慮書」)の手続きを求める。
- ・事業計画の早期段階で実施する環境配慮書手続きを通じて、事業の立地等に関する市民等からの意見聴取や市長意見を述べる機会を創出し、指導方針の実効性を高め、適切な環境 配慮と、地域と共生する太陽光発電事業の推進を図る。

(1) 対象となる事業

敷地面積1ha 又は出力400kW 以上の太陽光発電事業

(2) 対象となる区域

森林地域(森林法第2条第1項に規定する森林)

- (3) 事業者に求める手続き
 - ・ 事業の立地や施設配置に関する複数の計画案を作成し、それぞれの環境影響について 予測・評価すること。
 - ・ 上記について公表するとともに、説明会の開催や市民等からの意見聴取を行うこと。
 - 以上の結果について、環境影響評価審査会に報告し、意見を聴くこと。
- (4) 市長は、上記の結果を踏まえ、当該太陽光発電事業に関し、必要な意見を述べる。

4. 今後の予定

手続きについては要綱で定めることとし、令和7年1月1日からの施行を念頭に、引き続き検討を進めていく。